



特定非営利活動法人 アジアキリスト教教育基金 (ACEF)  
子どもと若者のセーフガーディング指針

2022年4月24日施行

## 1. 目的

ACEFのビジョン（私たちの目指す世界）は、一人ひとりの尊厳が大切にされて、共に生きる喜びを感じられる社会を目指すことです。ACEFのミッション（私たちの使命）は、アジアの人々とのパートナーシップ・共働から共に生きることの実践を模索すること、未来の共生社会をつくりだす子ども・若者の可能性をひらくための教育活動を支援すること、バングラデシュと日本とが学びあい、大人と子ども・若者が共に育つ場をつくることです。

ACEFは、1990年の設立から一貫して、バングラデシュの子どもたちの教育を支援する活動を行っています。バングラデシュへのスタディーツアーの実施や日本国内での活動を通じて、中高生や大学生などを含めた日本の子どもや若者に働きかける活動も行っています。

この指針は、ACEFの活動に関わるバングラデシュや日本の子どもや若者、一人ひとりの尊厳が大切にされ、虐待や搾取、体罰、性暴力などを含むさまざまな暴力の危害にさらされず、安心・安全を感じられる環境を保障するために作成されました。この指針によって、組織や個々人の責任を明確にし、ACEFに関わるすべての関係者がこれを順守するよう取り組みます。

この指針の付属文書「子どもと若者のセーフガーディングに関する行動規範」では、ACEFに関わる個々人が順守しなければならない内容を明らかにしています。この指針は、定期的に見直し、必要に応じて内容を改訂します。

## 2. 適用範囲

この指針が適用されるのは、下記の人たちです。

- ・ ACEF事務局の職員（事務局長、常勤／非常勤職員）
- ・ 理事、監事、評議員などのACEF役員など
- ・ ACEFの活動に関わる組織や関係者（インターン、ボランティア、サービスマーケティングの受け入れ学生や派遣元の大学など）
- ・ ACEFが主催するスタディーツアーの参加者（子ども・若者も含む）
- ・ ACEFの活動において共働する現地のパートナー団体（BDP: Basic Development Partners）

## 3. 原則

以下の原則を満たすことによって、この指針の実現を図ります。

### 1) 組織の責任

ACEFは、組織として、以下のことに責任を持って取り組みます。

#### ①啓発



- ・ ACEF に関わるすべての関係者に対し、この指針について説明し、個々人の役割や責任について理解し、順守してもらいます。
- ・ ACEF 事務局と理事会は、この指針を運用するための体制を整備し、手続きや実施方法を定める関連文書などを別に作成します。
- ・ ACEF 事務局と理事会は、計画や予算の立案、新規職員の採用、年次報告などの際に、セーフガーディングの指針を織り込みます。

## ②相談・通報

- ・ ACEF の活動を通じて、子どもや若者が尊厳をおびやかされるような状況や何らかの暴力にさらされている場合に相談や通報できる体制を整備します。
- ・ 相談や通報を受ける人権委員会<sup>1</sup>の担当者などに適切な研修を受けてもらい、子どもや若者の声を丁寧に聴く体制をつくります。

## ③対応

- ・ ACEF 事務局および人権委員会は、子どもや若者から相談や通報を受けた場合には、迅速に調査を行い、誠意を持った対応を行います。

## ④モニタリングと説明責任

- ・ この指針の取り組みの進捗について ACEF 事務局は理事会へ報告を行い、理事会はこの指針が適切に運営され機能しているか、定例理事会において確認し、定期総会において会員への説明責任を果たします。

## 2) 個人の責任

ACEF に関わるすべての関係者（上記 2 の適用範囲を参照）は、付属文書「子どもと若者のセーフガーディングに関する行動規範」を含むこの指針を理解し、子どもと若者の尊厳を大切に、権利が侵害されないよう行動しなければなりません。指針や行動規範に反する問題や懸念を察知した場合には、事務局や人権委員会に報告するなど、個々人の責任を果たす対応を行わなければなりません。

## 3) 個人情報の保護と守秘義務

この指針に基づいて行われる通報や相談、調査などを通じて集められた情報を取り扱う際には、ACEF 事務局や人権委員会など対応に関わる人々は、守秘義務を守る必要があります。集められた情報は、個人情報を保護した形で適切に記録され、保管されなければなりません。

## 4) 子どもや若者の参加と意見の尊重

ACEF 事務局や理事会、この指針の運用に関わる人たちは、子どもや若者が指針を理解することができるように必要な情報を与える必要があります。また、子どもや若者が指針の運用や改訂の

---

<sup>1</sup> ACEF には、人権に関する相談を受け付ける委員会があります。プライバシーは守られます。



プロセスに参加でき、安心して意見表明できるような場を作り、子どもや若者の意見を尊重するよう努めなければなりません。

#### 5) 連携機関との協働

ACEFは、子どもや若者と関わる事業やイベントなどを他の機関と連携して実施する際には、子どもと若者の権利に関する互いの責任を理解し、この指針の取り組みが確実に実行できるよう協力し合います。バングラデシュにおいては、BDPなどのパートナー団体に対し、指針への理解を求め、現地事業で関わる子どもや若者たちが、ACEFによる支援活動において、どんな暴力にもさらされず、安心・安全に過ごすことができるような環境づくりを推進します。

### 4. 言葉の定義

#### ・「子どもと若者のセーフガーディング」

組織の役職員・関係者によって、また事業活動において、子どもや若者にいかなる危害も及ぼさないよう、つまり虐待・搾取や危険のリスクにさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて子どもや若者の安全に関わる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むことです<sup>2</sup>。

#### ・「子ども」

国連子どもの権利条約に基づき、18歳未満のすべての人を指します。

#### ・「若者」

国連の定義に基づき、15歳から24歳のすべての人を指します。

#### ・「子ども・若者に対する暴力」

子どもまたは若者に対するさまざまな形態の身体的、性的または心理的暴力で、以下のような暴力を含みます。

虐待：日本の法律では保護者がその監護する子どもに対して行う身体的、心理的、性的虐待やネグレクトを指しますが、この指針では、大人から子どもへの不適切な行為全般を含むこととし、嫌がらせや乱暴な言葉がけなども含めます。

搾取：対等ではない力関係を利用したり、金銭や贈物、食料などと引き換えにしたりすることで、相手の心身の健康や社会的・情緒的発達を阻害するような仕事やその他の活動に従事させること。

性暴力：性的なことを連想させる身振りや態度をとらせたり、性的な関係や活動に関わらせたり、性的関係を持つことなど性的な暴力すべてを含みます。

体罰：保護者や教師などが肉体的また身体的な苦痛を与える罰を加えること。

---

<sup>2</sup> Keeping Children Safe (2014) による定義。 *Child safeguarding standards and how to implement them*